

出雲崎町環境保全型農業推進方針

平成 24 年 4 月 2 日策定

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 7 月 17 日改正

1 基本方針

農業は、食料等の農産物を安定供給するという本来の役割に加え、農業生産活動による国土の保全や自然環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって継続し、発展していくことが望まれている。

そのためには、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材による環境への影響をできる限り低減し、環境の保全と生産性の維持・向上を図りながら、環境に配慮した農業を推進する必要がある。

環境に配慮した農業を推進していくことは、自然環境への負荷を軽減するだけでなく、消費者に安全・安心な農産物を提供していくことにもつながる。

また、本町には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する空間が存在しており、今後とも、消費者に安全・安心で良質な食料や、豊かな自然環境を提供できるよう、その保全等を推進する必要がある。

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式への転換を図るため、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材の使用量の低減、及び様々な生態系が育まれる土壌を形成する「環境保全型農業」を推進する。

2 推進方策

本町は、平成 18 年度に「出雲崎町農村環境計画」を策定し、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材の使用量低減を図る取り組みを進めてきた。

また、平成 23 年度から、農業協同組合の指導のもと、ほぼ全耕地において 5 割低減栽培が行われ、「安全・安心な米づくり」が推進されている。

今後、更なる農業者への取り組みの促進を図るため、関係機関からの協力や助言を得ながら、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づく「エコファーマー」の認定を推進し、環境保全型農業の担い手を育成するとともに、「新潟県特別栽培農産物」の認証取得等の取組を支援する。併せて、水田内に生息する水生動物（トノサマガエル等）と共生する農業生産の推進を図る視点で、冬期湛水管理や「江」の設置などを行いつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

3 施策の展開

環境保全型農業の定着のためには、環境保全に対する農業者への意識啓発、環境保全に有効な農業技術や資材等の普及や、これらに合わせた条件整備が必要であるだけでなく、消費者をはじめ流通・販売者の理解を得ながら、取組を進めていくことが重要である。

そのため、次のような施策を展開していく。

(1) 環境保全型農業の推進

有機質資源を循環利用した活力ある土づくりを基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減を進め、安全・安心な農産物を消費者に供給する環境保全型農業の普及を進める。

(2) 安心・安全な米づくりの推進

有機質肥料の施用や化学合成農薬の使用低減、適正な水管理、生産履歴の記入等により、安心・安全でおいしい米づくりなど、環境保全型の米づくりを推進する。

(3) 耕畜連携の推進

堆肥センターで生産される堆肥を散布する耕畜連携による循環型・環境保全型農業を推進する。

(4) 食育の推進

「出雲崎町食育推進計画」に基づき、関係機関・団体が連携し、食育の普及を推進する。また、学校給食における米をはじめとした地場農産物の消費拡大や、消費者への地場農産物に関する情報提供を強化し、地産地消や郷土の食への理解を深める。

(5) 地産地消の推進

学校給食等における地場農産物の利用拡大や、食生活改善推進委員・農村地域アドバイザー等の関係者と協働し、地域の食材や郷土料理、伝統食を普及することにより、地場農産物の消費拡大を図る。

(6) 都市・農村交流の推進

「グリーンツーリズム」の推進を通じて、都市住民や町民に農業・農村体験の機会を提供する。

(7) 冬期湛水管理等及び「江」の設置の推進

本町は、中央を流れる二級河川島崎川を始めとして、多くの水資源環境に恵まれており、特に田は、多様な野生動植物の生息生育する重要な空間として役目を担っている。ほ場への冬期間の水田の湛水や「江」の設置により、擬似湿地を形成することで、多様な生きものの生息の場を提供するとともに、湛水管理の実施によって得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し、環境保全型農業の推進を図る。

なお、実施に当たっては、次に定める事項に基づき、取り組むこととする。

○共通事項

- ① 地域の農業者等の合意が得られていること。
- ② 実施ほ場に隣接するほ場の作物の作付け等への障害とならないこと。
- ③ 農業振興地域内の農地で実施すること。

○冬期湛水管理について

- ④ 鶏舎の近隣では実施しないこと。
- ⑤ 一定の面的なまとまりをもって実施すること。
- ⑥ 環境用水、沢水やため池からの水の引き込み、地下水からのポンプアップなど積極

的な取水のための措置を講じ、畦塗り等による漏水防止措置により、湛水状態の維持に努めるものとする。

⑦ 10月から翌年3月までのうち、連続して2ヶ月以上の湛水期間を確保すること。

また、本方針を周知するための説明会等に併せて、冬期湛水管理を実施するための手法や本町の水田内に生息する水生動物（トノサマガエル等）の生息状況等について、農業者等に対して周知する。

○「江」の設置について

⑧ 水稻の本田内において、中干し開始から8月中旬までの間、常時、湛水状態を維持する

⑨ 「江」内に農薬や除草剤を混入させないこと

(8) 有機農業の推進

有機農業は、農業の自然環境機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他関係者との交流・連携の促進を図る。

また、出雲崎町単独補助事業として、有機農業を取組む農業者等に支援を行うことで、取組やすい環境の整備に努める。